

特別警報・暴風警報発表時について

1. 午前7時現在、「特別警報」が京都市に発表されている場合は、臨時休業とする。
2. 午前7時現在、「暴風警報」が京都市に発表されている場合は、午前中の授業を行わない。
3. 午前7時以降11時までに「暴風警報」が解除された場合は、第5校時より授業を行う。
4. 午前11時現在、「暴風警報」が引き続き発表されている場合には臨時休業とする。
5. 生徒が在校中、「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合は、状況判断のうえ措置をする。
6. 休業日等に部活動、模擬テスト等が行われる場合は、上記に準ずる。
7. 臨時休業した場合は、回復措置をとる。
8. 生徒の居住地において「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合は、上記の時刻を基準に、該当生徒について授業を欠席扱いとしない。

<参考> 気象庁HPより

◆「特別警報」とは

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めています。

気象警報の種類							
大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	
土砂災害	浸水害						
特別警報	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報
警報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報
注意報	大雨注意報		暴風注意報	高潮注意報	波浪注意報	暴風雪注意報	大雪注意報

*太枠内の「特別警報」及び「暴風警報」が本校の規定にあたる部分

◆ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	